

### 3. 大学の財政

#### 3-1. 高等教育費の規模

連邦教育省の統計によると、公財政支出と授業料等学生納付金や寄付金など大学独自の財源をあわせた 1995 年度の高等教育費（経常費）総額は約 1,980 億ドルで、これは国内総生産（GDP）の 2 %以上に相当する。<sup>1</sup> また、OECD の統計（Education at A Glance 2001）によると、1998 年度の高等教育費の総額（1998 年）は 1,971 億ドルで、購買力平価（1 ドル=163.52 円）で換算すると約 32 兆 2,300 億円になる。これは、GDP 比 2.29% に相当するものであり、日本（約 5 兆 1,800 億円、GDP 比 1.02%）を大きく上回る。<sup>2</sup>

米国の高等教育費の規模を設置者別にみると、在学者の規模に比例して私立よりも州立のほうが大きい。ただし、在学者における比率（州立：私立 = 8 : 2）よりも違いは小さく、連邦教育省の統計によると、州立（約 1,230 億ドル）と私立（約 745 億ドル）の経常費総額の比率はおよそ 6 : 4 となっている。

表 1-7 高等教育費（経常費）の設置者別比率（1995 年）

	州立+私立		州立		私立	
	千ドル	%	千ドル	%	千ドル	%
経常費合計	197,973,236	100.0	123,501,152	100.0	74,472,083	100.0
連邦政府	23,939,075	12.1	13,672,467	11.1	10,266,608	13.8
州政府	45,692,673	23.1	44,242,546	35.8	1,450,127	1.9
地方政府	5,607,909	2.8	5,074,511	4.1	533,398	0.7
授業料等学生納付金	55,260,293	27.9	23,257,454	18.8	32,002,839	43.0
寄付金等	11,903,126	6.0	5,089,344	4.1	6,813,782	9.1
基本財産収入	4,562,171	2.3	721,079	0.6	3,841,091	5.2
事業収入	43,009,873	21.7	27,399,796	22.2	15,610,078	21.0
その他	7,998,116	4.0	4,043,955	3.3	3,954,162	5.3

（出典）U.S. Department of Education, *Digest of Education Statistics 2000*

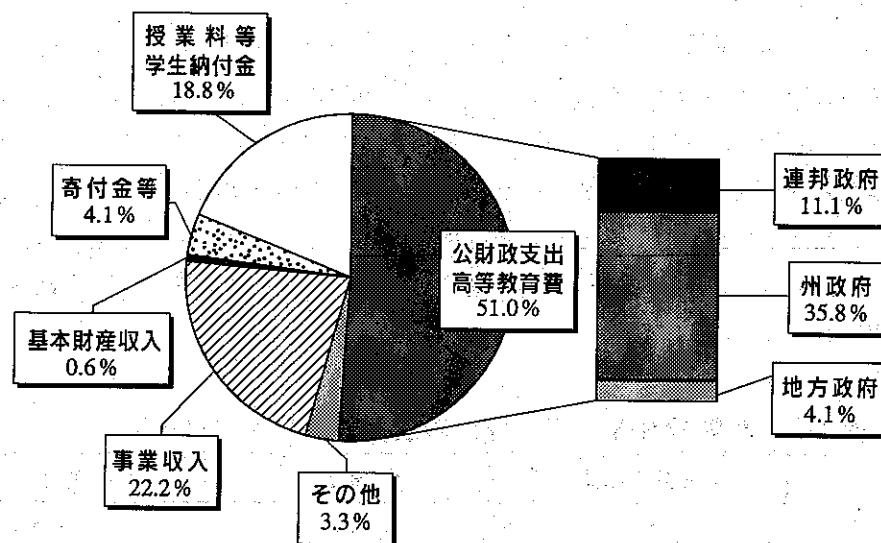
#### 3-2. 収支構造

##### 3-2-1. 財源別比率（経常費）

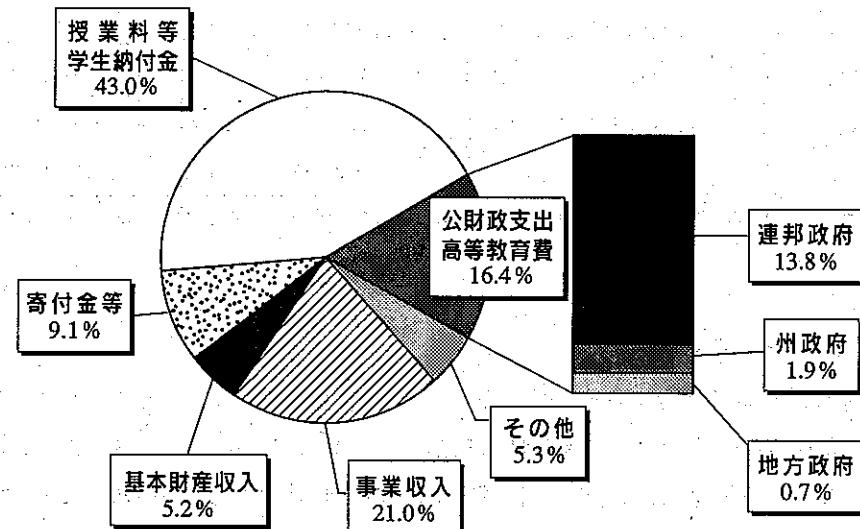
米国の高等教育財政は多様な財源を持つところに特徴がある。財源は、大きく、公財政からの収入、授業料等学生納付金、大学の独自財源、その他に分けられる。さらに、このうち、公財政は政府のレベルにより、連邦、州、地方に、独自財源は寄付金等の収入、基本財産収入、事業収入に細分化される。

図 1-3 高等教育費（経常費）の設置者別、財源別比率（1995年）

州立



私立



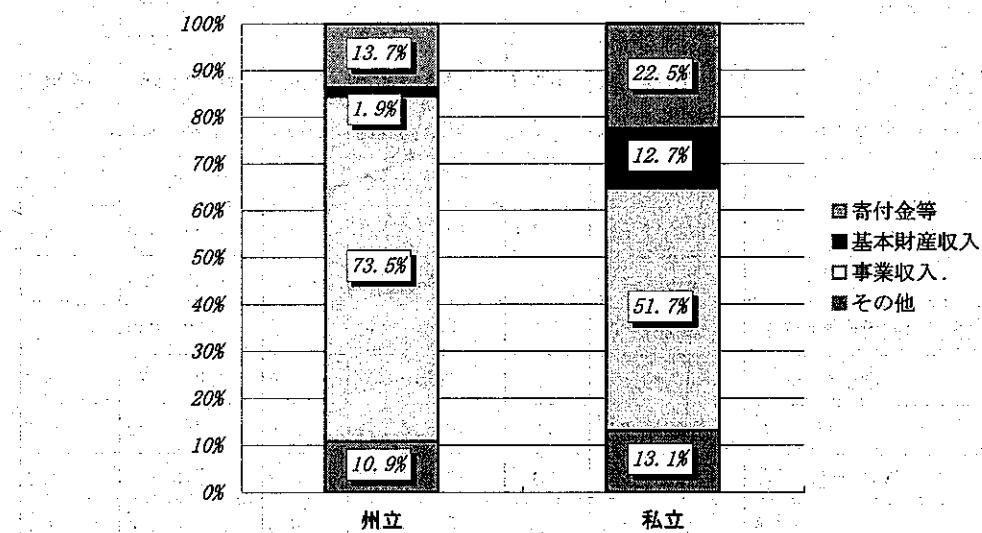
(出典) U.S. Department of Education, *Digest of Education Statistics 2000*

これら多様な財源から得られる大学の収入構成（経常費分）は、州立と私立で大きく異なる。連邦教育省の統計によると、州立では、公財政からの収入がおよそ半分（51%）を占め、次いで独自財源が4分の1強（26.9%）を占めている。授業料等学生納付金が占める比率は5分の1（18.8%）程度である。これに対して私立は、授業料等学生納付金の占める比率が約4割（43%）、次いで独自財源が3割強（35.3%）を占め、両者で収入の8割近くとなっている。公財政の占める比率は16.4%である（比率はいずれも1995年）。

さらに、授業料等学生納付金を除く、公財政からの収入と独自財源による収入のそれぞれの比率をみると、前者については州立と私立で大きな違いがみられる。州立については、公財政からの収入の7割以上が州からの収入であり、地方政府からの収入も7%程度（全体の4.1%）を占めている。これに対して、私立における公財政からの収入は9割以上が連邦からのものであり、州及び地方からの収入はほとんどない（両者が全体に占める比率は州については1.9%，地方については0.7%）。

授業料等学生納付金を除く独自財源からの収入（「その他」を含む）をみると、州立、私立とも事業収入の占める比率が5割以上（独自財源からの収入を100%とした場合）となっている。ただし、州立では寄付金や基本財産からの収入が2割に満たない（両者を併せて15.6%）。これに対して、私立の場合は、寄付金が22.5%，基本財産からの収入が12.7%となっており、両者を併せると独自財源による収入の3分の1以上を占めている。

図1-4 授業料等学生納付金を除く大学独自財源の構成（経常費分）（1995年）



(U.S. Department of Education, *Digest of Education Statistics 2000* の Table328, Table329 から比率を算出)

## 3-2-2. 支出目的別比率（経常費）

経常費支出における支出目的は、統計上、大きく一般経費、事業経費、病院経費、連邦政府研究開発機関（FFRDC）に分けられる。このうち、一般経費については、さらに、教育（instruction）、研究（research）、公共サービス（public services）、図書館整備等の教育研究支援（academic support）、カウンセリングなどの学生サービス（student support）、管理運営（institutional support）、光熱費等を含む日常的な施設の維持・管理（operation & maintenance of plant）、奨学金（scholarships & fellowships）等に細分化される。

大学の支出目的別比率には、州立、私立による大きな違いはみられない。連邦政府の統計によると、経常費支出（1995年）として挙げられた一般経費、事業経費、病院経費、連邦政府研究開発機関経費のうち、事業経費と病院経費はそれぞれ経常費支出全体の1割弱程度、連邦研究開発機関経費が2%程度であり、これら三者で全体の約2割を構成し、残りの8割は一般経費となっている（連邦政府研究開発機関経費については、州立が0.2%であるのにに対して、私立では4.6%と両者で違いがみられるが、三者をあわせた比率はいずれも20%程度）。<sup>3</sup>

一般経費の中でも、支出目的別の比率に設置者別の違いはほとんどみられない。一般経費のうち、支出目的として最も大きな比率を占めるのは教育で、全体のおよそ3割（州立32.3%，私立27.0%）である。次いで、研究と管理運営がそれぞれ約1割（研究については州立10.1%，

表1-8 高等教育機関における設置者別、費目別比率（1995年）

	州立+私立		州立		私立	
	千ドル	%	千ドル	%	千ドル	%
支出（経常費分）合計	190,476,163	100.0	119,524,500	100.0	70,951,662	100.0
一般経費（教育、研究、管理運営等）	151,445,605	79.5	96,085,623	80.4	55,359,982	78.0
教育	57,810,033	30.4	38,653,245	32.3	19,156,788	27.0
研究	17,517,887	9.2	12,076,357	10.1	5,441,530	7.7
公共サービス	7,007,413	3.7	5,321,014	4.5	1,686,399	2.4
教育研究支援（図書館整備等）	13,297,063	7.0	9,004,113	7.5	4,292,950	6.1
学生サービス	9,630,576	5.1	5,810,403	4.9	3,820,174	5.4
管理運営	18,255,769	9.6	10,710,279	9.0	7,545,490	10.6
施設設備の維持	12,330,885	6.5	8,005,101	6.7	4,325,784	6.1
奨学金	13,195,102	6.9	5,084,653	4.3	8,110,450	11.4
奨学金	2,400,876	1.3	1,420,459	1.2	980,417	1.4
事業経費	17,599,061	9.2	11,309,031	9.5	6,290,030	8.9
病院経費	17,940,986	9.4	11,878,939	9.9	6,062,047	8.5
連邦政府研究機関(FFRDC)等経費	3,490,511	1.8	250,906	0.2	3,239,604	4.6

（出典）U.S. Department of Education, *Digest of Education Statistics 2000*

私立 7.7%, 管理運営については州立 9.0%, 私立 10.6%) を占め、これらと教育で支出全体の約半分を構成する。私立については、奨学金についても高い比率となっている(11.4%)。さらに、一般経費のうち、図書館整備をはじめとする教育研究支援、光熱費や日常的な施設の維持・管理、及び奨学金事業にそれぞれ支出全体の 6~7% が充てられている。

### 3-2-3. 財源と支出目的との関係

経常費の収支において、州立及び私立のいずれも事業収入（病院収入が含まれる）が収入全体の 2 割ほどを占めるのに対して、事業経費及び病院経費が支出に占める比率も同様に約 2 割（州立 19.4%，私立 17.4%）となっている。経常費支出全体のうち、連邦研究開発機関経費は連邦政府の負担によるものなので、病院を中心とする大学の事業活動の余剰分は教育、研究、管理運営、学生サービス等の一般経費に充てられるものとみられる。

しかし、この余剰分の占める比率はきわめて小さなものであり、したがって、一般経費は、公財政、授業料、及び事業収入を除いた独自財源である寄付金、基本財産収入によってまかなわれる。ただし、その構成は、州立と私立によって異なる。

州立の場合、独自財源のほとんどは事業収入によって占められ、寄付金及び基本財産収入が独自財源に占める比率は約 16%，収入全体に占める比率では約 5% に過ぎない。したがって、一般経費分の支出は公財政と授業料を含めた学生納付金によってまかなわれているといえる。さらに、このうち公財政と授業料の収入全体に占める割合はそれぞれ、およそ 5 割と 2 割であり、州立において教育や研究、管理運営等の大学の基本的活動の維持に公財政の果たしている役割は大きいといえる。

これに対して私立では、独自財源の中で事業収入以外の財源が占める割合は寄付金、基本財産収入の両者を併せて 4 割を越える。したがって、私立における一般経費分の支出は、公財政、授業料、寄付金、基本財産収入によってまかなわれているといえる。このうち、公財政の大部分を占める連邦政府からの収入（全体の 13.8%）は、主に研究費と連邦研究開発機関経費に当たられ、教育や管理運営、学生サービス、光熱費や修繕費等の日常的な施設維持費などは、授業料等学生納付金、寄付金、基本財産収入によって維持されているものとみられる。このうち、授業料等学生納付金の果たす役割はきわめて大きいといえる。

## 3-3. 機関種別の収支構造

### 3-3-1. 機関種別の財源別比率（経常費）

米国の高等教育においては、各高等教育機関によって使命や役割が異なることから、機関の規模や活動内容が大学ごとに大きく異なる。例えば、カーネギー教育振興財団による高等教育機関分類で研究大学に分類される大学は、通常、複数の学部を抱える大規模大学であり、その活動内容においては研究と大学院教育に重点が置かれている。これに対して、学士号授与大学に分類される大学では、比較的規模が小さく、その活動は専ら学部段階の教育である。上述のように、高等教育機関の財源は設置者（州立、私立）によって大きく異なるが、同じ設置者であってもこうした機関種間の違いから、収入における財源別比率にも違いがみられ

る。

例えば、連邦教育省の統計によると、1996年度の州立大学の収入（経常費分）において、すべての種類の機関において最大の財源となっているのは公財政（連邦、州、地方）であり、特に州からの公財政支出の占める比率が大きい。<sup>4</sup>これを、機関種別にみると、同じ公財政からの収入であっても、研究大学Ⅰでは連邦からの収入が15%近くを占めているのに対して、修士号授与大学や学士号授与大学ではその半分以下（5～7%）となっている。一方、研究大学Ⅰの収入において州からの収入が占める割合は3割に満たないのに対して、修士号授与大学や学士号授与大学では4割以上に上る。

しかし、こうした比率の違いは、各財源から得られる収入の多少を示すものではない。同じ統計において、機関種別の収入の合計をフルタイム換算学生1人当たり教育費としてみると、研究大学が最も多く、次いで博士号授与大学、学士号授与大学、修士号授与大学、2年制大学の順になっている（研究大学Ⅰ 33,723ドル、研究大学Ⅱ 18,999ドル、博士号授与大学 18,513ドル、修士号授与大学 11,646ドル、学士号授与大学 12,401ドル、2年制大学 7,608ドル。平均 16,682ドル）。同じ4年制大学であっても、フルタイム換算学生1人当たり教育費が最も多い研究大学Ⅰと最も少ない修士号授与大学とでは、3倍近い違いがみられる。

さらに、財源別の収入についてフルタイム換算学生1人当たりでみると、研究大学Ⅰが州から得た収入は修士号授与大学や学士号授与大学の2倍近くとなっている（研究大学Ⅰ 9,452ドル、修士号授与大学 5,327ドル、学士号授与大学 5,297ドル）。また、連邦政府から得た収入については、これらの機関種間に5～7倍の違いがみられる（研究大学Ⅰ 4,950ドル、修士号授与大学 669ドル、学士号授与大学 867ドル）。寄付金や基本財産収入などの独自財源についても大きな開きがある（寄付金等の収入について、研究大学Ⅰが2,166ドル、修士号授与大学 249ドル、学士号授与大学が320ドル。基本財産収入については研究大学Ⅰが349ドル、修士号授与大学 27ドル、学士号授与大学 26ドル）。<sup>5</sup>

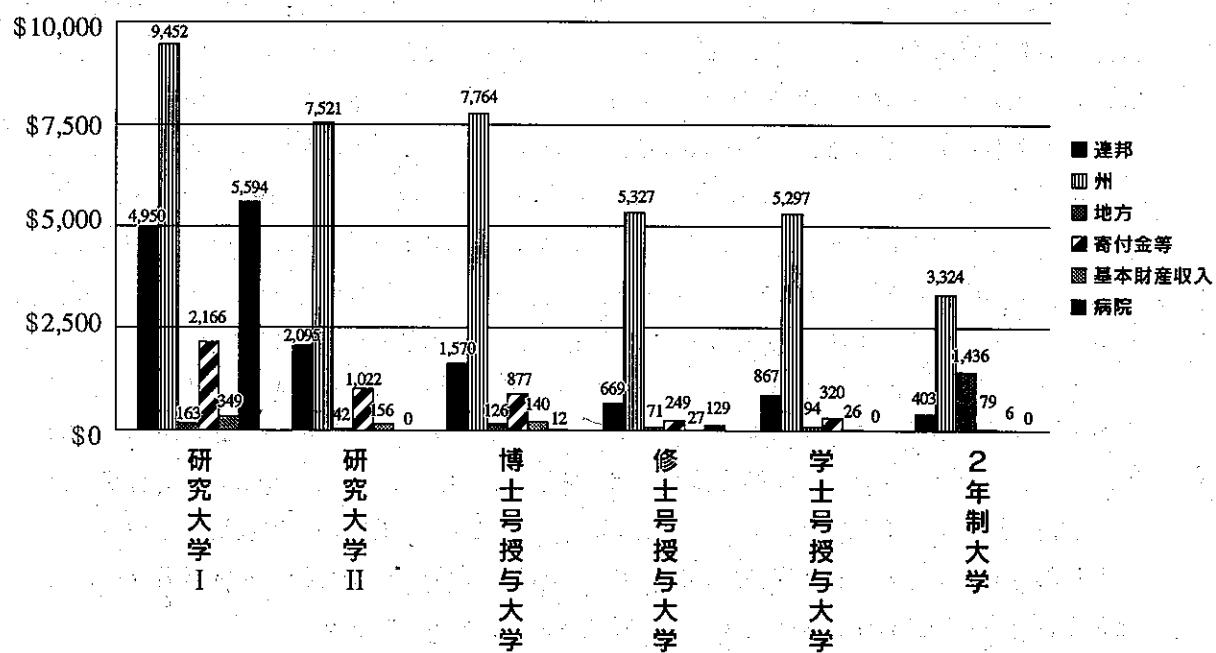
研究大学Ⅰや専門大学の場合、学生1人当たりの収入や連邦政府からの収入の比率が他の機関種よりも突出しているが、これは他の機関種に含まれることが少ないので医学部（あるいは医学部）がこうした大学に含まれていること、また専門大学の中には連邦政府機関が所管する高等教育機関が分類されていることによる。しかし、米国の高等教育財政全体の傾向として、研究や大学院教育（特に博士課程）に活動の重点を置く大学ほど、多くの費用がかけられているということはいえるであろう。また、このような大学ほど、特定の財源（州立については州からの収入と授業料等学生納付金、私立については授業料等学生納付金）に依存しない傾向がみられる。さらに、このような大学については、連邦政府からの収入が比較的大きな比率を占めていることが注目される。

表 1-9 機関種（州立）別、財源別収入（経常費分）の比率（1996年）

機関種	合計		州立		地方		連邦		寄付金等		基本財産収入		病院		その他	
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平均	100.0	11.0	35.6	3.9	19.0	4.3	0.6	3.0	9.5	9.8	3.3					
研究大学 I	100.0	14.7	28.0	0.5	15.5	6.4	1.0	4.4	10.1	16.6	2.8					
研究大学 II	100.0	11.0	39.6	0.2	24.0	5.4	0.8	3.2	13.1	0.0	2.7					
博士号授与大学	100.0	8.5	41.9	0.7	23.4	4.7	0.8	2.2	11.7	0.1	6.0					
修士号授与大学	100.0	5.7	45.7	0.6	27.6	2.1	0.2	1.8	12.8	1.1	2.3					
学士号授与大学	100.0	7.0	42.7	0.8	31.0	2.6	0.2	1.5	12.0	0.0	2.3					
2年制大学	100.0	5.3	43.7	18.9	21.4	1.0	0.1	0.7	5.9	0.0	3.1					
専門大学	100.0	19.3	22.8	1.5	3.8	4.9	0.3	5.0	2.9	34.2	5.3					

(出典) U.S. Department of Education, *Digest of Education Statistics 2000*.

図 1-5 機関種（州立）別、財源別のフルタイム換算学生一人当たり収入（経常費分）（1996年）

(出典) U.S. Department of Education, *Digest of Education Statistics 2000*.

### 3-3-2. 機関種別の支出目的別比率（経常費）

設置者別には大きく異なることはなかった目的別の支出においても、機関種別には違いがみられる。同じ4年制大学であっても、研究活動と大学院レベルの教育に重点を置く大学と教育活動（特に学部段階）に重点を置く大学とでは、支出の規模に違いがある。学生1人当たりの支出でみたとき、この違いはより鮮明になる。

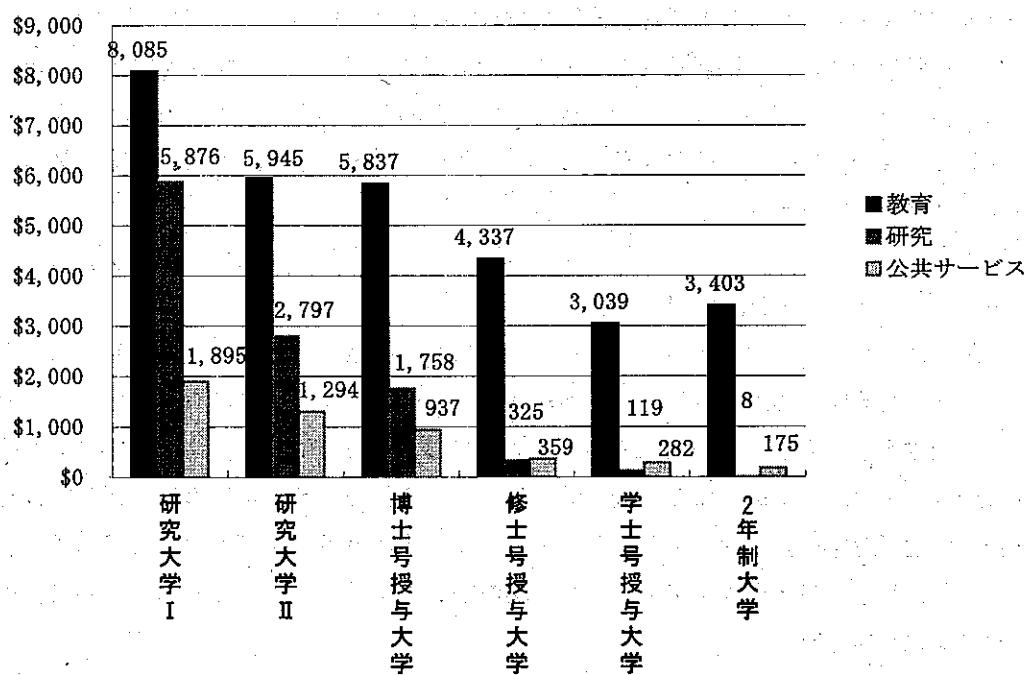
連邦教育省の統計によると、1996年の州立大学の支出において事業経費、病院経費及び連邦機関経費を除く一般経費が経常費支出に占める比率は平均で約8割、4年制大学のみでみると、研究大学I（73.8%）以外は、すべて85%前後となっている。このうち、支出目的の中で平均して最も高い比率（経常費支出全体の32%）を占める教育に対する支出は、研究大学Iでは平均よりも少ない25%であるのに対して、修士号授与大学では38%，学士号授与大学では35%，2年制大学では44%に上っている。研究に対する支出では、平均（10%）を上回っているのは、研究大学I（18%）と研究大学II（15%）のみであり、修士号授与大学、学士号授与大学及び2年制大学については、この比率は極めて小さい（修士号授与大学2.9%，学士号授与大学1.4%，2年制大学0.1%）。その他の経費については、病院経費を除くと、経常費支出全体に占める比率が小さく、機関種間に極端な格差はみられない。<sup>6</sup>

こうした機関種別にみた目的別支出の違いを、フルタイム換算学生1人当たりの支出でみると、教育に対する支出では、研究大学Iと修士号授与大学あるいは学士号授与大学では2倍前後の開きがある（研究大学I 8,085ドル、修士号授与大学 4,337ドル、学士号授与大学 3,039ドル）。研究に対する支出についてみると、この違いはより顕著であり、研究大学Iのフルタイム換算学生1人当たり支出額は、修士号授与大学や学士号授与大学の10倍以上に上る（研究大学I 5,876ドル、修士号授与大学 325ドル、学士号授与大学 119ドル）。また、図書館整備等を含む教育研究支援に対する支出額において、研究大学I（2,332ドル）は、修士号授与大学（950ドル）や学士号授与大学（792ドル）の2倍以上となっている。<sup>7</sup> これに対して、学生サービスや管理運営に関する支出額は、機関種間に大きな違いはみられない。<sup>8</sup>

支出面において、医科大学や医学部を含む研究大学Iや専門大学が、他の機関種に比べて学生1人当たりの教育費支出が極端に大きくなっていることはあるものの、高等教育全体の財政状況をみたとき、研究や大学院教育に重点を置く大学ほど、学生1人にかける費用が大きいという傾向があるということはいえるであろう。そして、目的別の支出状況からすると、こうした機関種間における支出の違いは、教育や研究に関わる分野、特に研究活動及びこれを支える条件整備に対する支出に充てられているとみることができる。

表 1-10 機関種（州立）別、目的別支出構成（1996年）

	合計	一般経費												連邦機関等経費
		教育	研究	公共サービス	教育研究支援	学生サービス	管理運営	施設設備の維持	奨学金	移転費	事業経費	病院経費	連邦機関等経費	
平均	100.0	32.1	10.1	4.6	7.6	5.0	9.0	6.6	4.4	1.2	9.6	9.6	0.2	
研究大学 I	100.0	24.9	18.1	5.8	7.2	2.5	4.9	4.8	4.3	1.4	9.9	16.0	0.2	
研究大学 II	100.0	31.6	14.9	6.9	9.2	4.1	7.1	6.2	5.2	1.2	13.7	0.0	0.0	
博士号授与大学	100.0	32.8	9.9	5.3	9.2	4.8	11.8	6.4	5.6	1.3	12.8	0.2	0.0	
修士号授与大学	100.0	38.2	2.9	3.2	8.4	6.9	10.7	8.1	6.1	1.5	12.9	1.1	0.1	
学士号授与大学	100.0	35.2	1.4	3.3	9.2	8.6	12.4	9.1	6.6	1.6	12.6	0.0	0.0	
2年制大学	100.0	44.4	0.1	2.3	8.1	9.8	14.9	9.5	3.8	0.8	6.1	0.0	0.2	
専門大学	100.0	25.5	10.0	4.3	4.5	1.7	7.5	5.5	1.2	0.6	3.0	35.4	0.8	

(出典) U.S. Department of Education, *Digest of Education Statistics 2000*.図 1-6 機関種（州立）別のフルタイム換算学生 1人当たり支出額（教育費、研究費、公共サービス費）  
(1996年)(出典) U.S. Department of Education, *Digest of Education Statistics 2000*.

### 3-4. 政府交付金

#### 3-4-1. 政府負担の考え方—政府負担の構造

政府交付金は、財源別に連邦、州、地方の3つに大別できる。前節（「3-2. 収支構造」）でも触れたように、政府交付金が大学の収支に占める割合は州立と私立では大きく異なり、前者では5割以上を占める（51.0%）のに対して、後者は2割に満たない（16.4%）。さらに、財源別比率も州立と私立によって異なっており、連邦、州、地方からの政府交付金の合計を100とした場合、州立では政府交付金の7割が州からのものであるのに対して、私立では連邦からの交付金が8割以上を占め、州からの交付金は1割に過ぎない（比率はいずれも1995年）。

設置者別に政府交付金の比率の違いが生じるのは、政府負担における基本的考え方が異なるためである。合衆国憲法の規定（修正第10条）により教育は州の専管事項とされており、「国民の福祉の向上」を謳った同憲法の「一般福祉条項」（第1節第8条）に基づいて行われる連邦政府による援助は、もっぱら国全体の利益になると連邦政府が見なし、援助対象については州立も私立も差別無しに行う政策が伝統的に採られてきた。したがって、連邦の政府交付金は、基本的に特定の機関を維持するという目的ではなく、原則として研究費援助及び就学援助（奨学金）という形で行われる間接援助（個人補助）として交付される。<sup>9</sup>

一方で、教育に関する基本的権限を持つ州は、州立大学を維持する責任を有する。このため州の交付金は、大学の中心的機能である教育経費、研究経費、公共サービスに関する経費、図書館整備等の教育研究支援経費、学生の課外活動やカウンセリング等の学生サービス経費、管理経費等を含めた一般経費を負担することを目的とする。<sup>10</sup> 私立大学への援助については、ニューヨーク州のように使途を特定しない補助金を出す場合もあるが、こうした例は一般的ではない。<sup>11</sup> 州から私立大学への交付金あるいは補助金は、通常、特定の教育・研究事業の経費として支出される。

#### 3-4-2. 州政府による高等教育予算の配分

州の高等教育財政の仕組みは、州によって極めて多様であって、一概に述べることは困難である。財政制度の仕組みにおける多様さは、一つに、「2. 大学の設置形態」でもみたように、州立大学の管理運営の仕組みが州によって異なることによる。州立大学による州政府への予算請求は、基本的にはその最終的な意思決定機関である大学理事会（あるいはその承認を得た総長や学長）によって行われるが、実際の仕組みは大学理事会の所管対象（各キャンパスか、あるいは大学システムか）及び調整委員会の有無及びその権限によって、複数のパターンに分類される。

州高等教育政策責任者協議会（SHEEO）によると、調整委員会を置く24州のうち、14州の調整委員会は予算編成における一定の権限を有するとされる。<sup>12</sup> これらの州では、調整委員会が各州立大学及び大学システムの要求をとりまとめて、州政府に予算請求を行う。さらに、調整委員会は設けられていないが、州内の高等教育機関が1～2の大学システムに編成され、これを1つあるいは2つの大学理事会が統括している（Aパターン及びBパターン）

24 州については、大学理事会が所管する州立大学の要求を一括して請求を行う。

残りの 12 州については、各大学（キャンパス）あるいは大学システムの大学理事会が、州政府に対して予算請求を行う。ただし、このような州においても、すべての州立大学が複数ある大学システムのいずれかに含まれていたり（カリフォルニア州など）、調整委員会が定める算定方式に則って予算（請求額）が決定されるため、州立大学間での調整や州政府との協議の余地が少ない場合（テキサス州など）がある。このため、個別の州立大学（キャンパス）が、州政府と交渉して予算を獲得するというケース（例えば、ミシガン州）は少ないものと見られる。<sup>13</sup>

#### 3-4-3. 州高等教育予算の算定・配分の方法

各州の高等教育財政が多様であることのもう一つの要因は、配分額の決定方法の多様さである。州の高等教育予算は、基本的には、学生数を基準にした積算方式が採られているといわれている（学生数の増減に応じて、教職員数や予算額が増減）。<sup>14</sup> しかし、学生数を基準としつつも、教育や研究、公共サービスなど、経費の種類によって算出方法は異なる。

州高等教育政策責任者協議会（SHEEO）の調査（1996 年）によると、州立大学に対する州の予算の配分や必要経費の算出に一定の計算式を用いる算定・配分方式（formula funding）を採用しているところは、1996 年時点で 30 州ある。このほか、連邦教育省や全国的な高等教育関係団体の公表データから他州の州立大学に関する情報を精選し、これを予算算定の基準あるいは参考にする方法や、実施している州は少ないものの大学の活動状況に関する評価の結果を予算の算定・配分に方法もある。これらの方法は、計算式に基づく算定・配分方式と併用される場合が多い。<sup>15</sup>

一定の計算式に基づく予算や必要経費の算定方法は、通常、経常経費の中の一般経費について用いられ、教育、研究、公共サービス等の分野別に計算式が定められている。州の高等教育予算は、一定の計算式に基づいて算出されるもの以外に、事業経費や病院経費、さらには個別の事業ごとに計上される予算が含まれる。したがって、こうした方法に基づいて算出される額は、州立大学の運営経費の最も基礎的な部分として位置づけられる。

#### 3-4-4. 分野別経費の算定・配分方式

一定の計算式を用いて一般経費の各分野の経費を算定・配分する例として、次のようなものがある。<sup>16</sup>

##### ① 教育

教育に関する経費は州高等教育予算のなかで最大の支出分野であり、多くの州で一定の計算式に基づく算定・配分方式が用いられている（1996 年時点で 29 州）。通常、算定においては、州内の各州立大学の役割、課程のレベル（学部段階か、大学院段階か等）、学問分野などを考慮して、算定に用いる定数や基礎額が決定されるのが一般的である。このため、教育にかかる予算については、通常、定数や基礎額が異なる複数の計算式が設けられている。算定における基準は、提供される単位（コース）の数あるいはフルタイム換算教員数 1 人当たり

フルタイム換算学生数が用いられる場合が多い。

[例] 分野別教員定数×分野別平均教員給与<sup>17</sup>

#### ②研究

州は一般経費の一部として研究に関する経費を州内の各州立大学に配分しているが、州立大学が研究活動に充てる経費において州による配分額が占める比率は小さく、研究に関する経費について一定の算定・配分方式を採用している州も半数を下回る(1996年時点で17州)。教育に関する経費と同様、フルタイム換算教員数1人当たりフルタイム換算学生数等を基準とし、各州立大学の役割、課程のレベル、学問分野などを考慮して、計算式が決められている。また、前年度の外部資金(連邦政府などが支給する研究費)に定数を積算したり[例2]、他の支出項目の経費に定数を積算し、これに前年度の外部資金に定数を積算したものを加えて算出する[例3]など、前年度の実績に応じた配分方法が採られている場合もある。このほか、各大学の研究活動の規模を勘案した方法や、学部学科ごとに定めた比率で研究職の数を計算し、それに一定の給与額を積算するなどの方法を探る州もある。

[例1] \$ 828 × フルタイム換算教員数 (テキサス州)

[例2] a% × 外部研究資金(前年度)

(定数aについて、ケンタッキー州では5、サウスカロライナ州では30とされている)

[例3] 2% × (教育経費+教育研究支援経費) + 5% × 外部研究資金(前年度) (アラバマ州)

#### ③公共サービス

公共サービスに関する経費を一定の計算式に基づいて算定・配分している州は少ない(1996年時点で12州)。一般経費における他の支出項目の経費に定数を積算して算出する方法[例1]のほか、学問分野ごとに公共サービス要員数を決め、それに給与を積算する方法や、前年の公共サービス外部資金に一定比率をかける方法を探る州[例2]もある。

[例1] 2% × (教育経費 + 教育研究支援経費) (アラバマ州)

[例2] 25% × 公共サービス外部資金(前年度) (サウスカロライナ州)

#### ④教育研究支援

教育研究支援に関する経費は、図書館、博物館、コンピュータ等のメディア・技術関係等の整備・拡充に充てられるものである。この経費の算定において、一定の計算式を設けている州は、教育分野と同様、半数以上に上る(1996年時点で29州)。経費の算定においては、課程のレベルごとに定められた1単位当たり基礎額から算定するなど、各州立大学の役割、課程のレベル、学問分野などが考慮されるが、一般経費における他の支出項目の経費に定数を積算して算出したり、図書館については、アメリカ図書館協会や大学研究図書館協会が定めた基準に沿った方式を探る州もある。

[例] a% × 教育経費

#### ⑤学生サービス

学生サービス経費とは、学生に対するカウンセリングや課外活動、学生担当部局等の経費である。半数の州では学生サービス経費に関して一定の算定・配分方式を採用している。教育や研究あるいは教育研究支援に比べると、算定において学問分野や大学の役割は考慮され

ず、学生数（頭数）の多少が経費算定における最大の要因となっている。

[例] \$181,591 (基礎額) + \$73.3 × 学生数 (最初の 1.2 万人) + \$81.40 × 学生数 (次の 1.2 万人) + \$260.12 × (残り) (テキサス州)

#### ⑥管理運営

管理運営に関する経費は、大学の管理運営部門における事務経費である。半数の州では管理運営経費に関して一定の計算式に基づく算定・配分方式を採用している。管理運営経費を除く一般経費の合計に定数を積算したり、基礎額に機関の規模を反映させて、学生数に応じた額を加える等の方法が採られている。

[例 1] a% × 管理運営経費を除く一般経費の合計

[例 2] \$430,602 (基礎額) + (\$137.16 × 学生数 (最初の 0.8 万人) + \$179.23 × 学生数 (次の 1.7 万人) + \$197.75 × (残り))  
+ 2.7185% × 研究経費 (テキサス州)

#### ⑦奨学金

奨学金のほとんどは連邦奨学金であり、州による奨学金の占める比率は小さく、奨学金に関して計算式を用いた経費の算定・配分を行っているのも一部の州のみである。奨学金経費の算定は、授業料収入に一定比率を積算する方法が一般的である。

[例] a% × 授業料収入

#### ⑧施設設備

施設設備に関する経費とは、校舎やその他の研究施設、グラウンド等の運営、維持、修繕に要する経費である。多くの州では、この経費に関して一定の計算式に基づく算定・配分方式を採用している(1996 年時点で 30 州)。通常、この経費は、対象となる建物や施設の種類、規模(面積)などに応じて複数の算定式を設け、その合計として算出される。

[例] a ドル × 鉄筋建物面積 + b ドル × 煉瓦・石造り建物面積